

○警察犬の運用に関する訓令

昭和48年8月6日

本部訓令第13号

改正 昭和54年7月1日本部訓令第21号

平成元年3月22日本部訓令第8号

平成6年3月22日本部訓令第7号

平成12年11月7日本部訓令第15号

平成16年1月28日本部訓令第1号

令和3年8月31日本部訓令第11号

注 令和3年8月から改正経過を注記した。

警察犬取扱に関する訓令（昭和33年本部訓令第19号）の全部を改正し、昭和48年9月1日から施行する。

（目的）

第1条 この訓令は、山形県警察における警察犬の運用について、警察犬運用要綱（昭和48年警察庁乙刑発第3号）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

（警察犬運用委員会）

第2条 警察犬を効率的に運用するため、警察本部に警察犬運用委員会（以下「委員会」という。）をおく。

2 委員会は、委員長および委員をもつて構成する。

3 委員長は、刑事部長とし、委員は鑑識課長、捜査第一課長および警察職員のなかから委員長が指名した者をもつて組織する。

（委員会の任務）

第3条 委員会の任務は、次のとおりとする。

（1）直轄警察犬の運用に関すること。

（2）嘱託警察犬の審査及び嘱託に関すること。

2 委員会の庶務は鑑識課で処理する。

（運用責任者）

第4条 警察本部に警察犬運用責任者（以下「運用責任者」という。）をおき、鑑識課長をもつて充てる。

2 運用責任者は、警察犬に関する事務を統括するものとする。

（直轄警察犬）

第4条の2 直轄警察犬の飼育及び訓練を行うため、山形市に山形県警察本部警察犬訓練所（以下「訓練所」という。）をおく。

2 運用責任者は、直轄警察犬の担当者（以下「担当者」という。）を所属職員の中から指定するものとする。

3 担当者は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 直轄警察犬の警察活動に関すること。

(2) 直轄警察犬の飼育及び訓練に関すること。

(3) 訓練所の施設及び装備資器材の整備保全に関すること。

4 担当者は、訓練所において勤務するものとし、勤務要領その他必要な事項は、運用責任者の定めるところによる。

(嘱託警察犬の審査及び嘱託)

第5条 嘱託警察犬の審査は、別に定める審査要領により行なうものとする。

2 警察本部長（以下「本部長」という。）は、前項の審査に合格した警察犬を嘱託警察犬として嘱託するとともに、当該警察犬の指導手1人を併せて嘱託するものとする。この場合において、特に審査成績が優秀と認められるものについては指定犬として、それ以外のものについては準指定犬として嘱託するものとする。

3 嘱託警察犬の嘱託は嘱託書（別記様式第1号）を当該嘱託警察犬の所有者に、嘱託警察犬の指導手の嘱託は指導手嘱託書（別記様式第2号）を指導手に交付して行うものとする。ただし、嘱託警察犬の所有者と指導手が同一人のときは、指導手嘱託書の交付を省略することができる。

4 嘱託警察犬及び指導手の嘱託期間は、1年とする。ただし、必要と認めるときはこれを延長することができる。

(解嘱)

第6条 嘱託警察犬又は指導手が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該嘱託警察犬及び指導手を解嘱することができる。

(1) 嘱託警察犬の所有者又は指導手が替わったとき。

(2) 嘱託警察犬の所有者又は指導手から解嘱の申出があったとき。

(3) 嘱託警察犬が死亡したとき。

(4) 前3号のほか、嘱託警察犬又は指導手として嘱託しておくことが適当でないとき。

(警察犬の出動)

第7条 警察署長（以下「署長」という。）は、次に掲げる場合に警察犬の出動を要請することができる。

- (1) 犯行現場に被疑者の足跡、遺留品等があつて捜査上必要と認めるとき。
- (2) 行方不明、山岳遭難等で捜索または救助のため必要と認めるとき。
- (3) その他必要と認めるとき。

2 前項の要請は、運用責任者に対して、警察犬出動要請書（別記様式第3号）の各項目に従い電話により行うものとする。

3 運用責任者は、警察犬の出動を必要と認めたときはいつでも出動させることができる。
（使用上の注意事項）

第8条 警察犬の使用にあつては、次の事項に留意し、実効をあげるように努めなければならない。

(1) 一般的注意事項

- ア 警察犬を過言し、捜査および鑑識活動を粗略にしないこと。
- イ 警察犬を使用するときは、地理および事案に通じた警察官を必ず同行させること。
- ウ 絶えず警察犬の動静に注意し、被疑者、物件等の捜索に努めること。

(2) 原臭保存上の留意事項

- ア つとめて現場の出入りを制限し、原臭の保全につとめるとともに臭気の混入を防ぐこと。
- イ 原臭に使用する物品を処理するときは、ピンセット等を用い、ビニール袋に収納すること。

(3) 作業中の注意事項

- ア 警察犬の活動を迷わせ、または興奮させないこと。
- イ 警察犬が、遺留品等証拠となる物件を発見したときは、立証価値をそこなわないようにすること。
- ウ 警察犬が、他人の家または管理する建物等に進入しようとするときは関係者の承諾を求めるなどの適宜の措置をとること。
- エ 警察犬が、他人に危害を加え、または危害をうけることのないようにすること。

（使用結果の報告）

第9条 署長は、警察犬を使用したときは警察犬使用状況報告書（別記様式第4号）により本部長に報告するものとする。ただし、使用した警察犬が直轄警察犬であるときは、運用責任者がこれを行うものとする。

(報償費等の支給)

第10条 本部長は、嘱託警察犬のうち指定犬として嘱託したものには、別に定める基準により当該指定犬の所有者に報償費を支給することができる。

2 本部長は、嘱託警察犬を出動させたときは、別に定める基準により当該嘱託警察犬の所有者に謝金を支給することができる。

(簿冊の備付け)

第11条 運用責任者は、直轄警察犬管理日誌（別記様式第5号）及び出動状況記録簿（別記様式第6号）を備付け、警察犬の運用状況を明らかにしておくものとする。

附 則（令和3年8月31日本部訓令第11号）

1 この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

別記様式第1号

山形県警察本部長
階級 氏名 印

年 月 日

あなたの所有する
年度の山形県警察(準)指定犬として嘱託します。
号を

殿

住所

嘱託書

様式第2号

指導手嘱託書

殿

あなたを
年度の山形県警察(准)指定犬
号の
指導手として嘱託します。

年
月
日

山形県警察本部長

階級
氏名

印

様式第3号

警 察 犬 出 動 要 請 書

要 請 警 察 署	警察署	課	担当者		受理者	
要請・受理日時	年 月 日()午前・後 時 分					
事 件 名						
事 案 の 概 要						
使用予定時間	年 月 日()午前・後 時 分から					
要 請 出 動 先						
要 請 警 察 犬 直 轄 ・ 嘱 託	犬 名					
	所 有 者					
	指 導 手					
要 請 内 容	捜査活動	足跡追及・臭気選別・その他()				
	捜索活動	行方不明者・山岳遭難者・その他()				
	広報活動					
	そ の 他					
原 臭	有～現場足跡・遺留品()・その他() 無					
備 考						

様式第4号

(表)

第 号
年 月 日

山形県警察本部長 殿

警察署長
(運用責任者)

警察犬使用状況報告書

事 件 名			
事案の概要			
使用警察犬 直轄・囑託	犬 名		
	所 有 者		
	指 導 手		
	使 用 車 両	警察・所有者・指導手・その他()	
		犬舎から使用場所までの往復距離 km	
同行責任者	警察署 階級	氏名	
使 用 時 間	月 日 午前・後 時 分から 月 日 午前・後 時 分まで	の間	時間 分
	事件発生時から使用開始時までの経過時間		時間 分
使 用 場 所			
原 臭	現場足跡・遺留品()・その他()		
使 用 効 果	被疑者発見・遺留品発見・行方不明者等発見・逃走経路確認 その他()・効果なし		

様式第5号

課長	次長	隊長・補佐	担当者

直轄警察犬管理日誌

年 月 日 (曜日)		天候(晴れ・曇り・雨・雪/風～強・中・微・無)		
飼育状況	号	異常—無・その他…シーズン中・有()		
	号	異常—無・その他…シーズン中・有()		
	排便管理	① : ~ : ② : ~ :	③ : ~ : ④ : ~ :	
	獣医治療	: ~ : ()		
	犬舎消毒	: ~ :		
訓練状況	運動時間	① : ~ : ② : ~ :		
	追及	犬名		
		路面	市街地道路・舗装・草地・土砂・	
		時間	① : ~ : ② : ~ :	
	選別	犬名		
		時間	: ~ :	場所 訓練所・車庫・
		状況	実施 回～正 回・不持来 回・誤 回・ゼロ回答 回	
			原 臭～	の 直付臭・移行臭・無臭
	対照臭～		の 直付臭・移行臭・無臭	
	誘惑臭～	の 直付臭・移行臭・無臭		
状態				
出動状況	1	要請署	署 時間 : ~ :	
		事件名	号	
		結果		
	2	要請署	署 時間 : ~ :	
		事件名	号	
		結果		
備考				

様式第6号

出 動 状 況 記 録 簿

番号	出動月日	署 名	事 件 名	出動犬名	使役内容	謝金
				指 導 手	効 果	
	月 日	署				
	月 日	署				
	月 日	署				
	月 日	署				
	月 日	署				
	月 日	署				
	月 日	署				
	月 日	署				
	月 日	署				
	月 日	署				

別記様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号

様式第 5 号

(一部改正〔令和 3 年本部訓令 11 号〕)

様式第 6 号